

31川健高事第390号

令和元年6月28日

各有料老人ホーム設置者様

川崎市健康福祉局長寿社会部

高齢者事業推進課長

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握について（依頼）

高齢福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握（以下、「安否確認等」という。）が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生しました。有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要です。従って、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施するようお願いいたします。

事業者指導係 担当

電話 044(200)2910